

さいたま市ライフサイクルシミュレーション相談実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内のマンションの管理の適正化を推進するため、マンション管理組合の役員等（以下「相談者」という。）を対象に独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）が提供する「マンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～」を活用し、マンションの大規模修繕費用や修繕積立金等の試算等を対面で行うライフサイクルシミュレーション相談（以下「相談会」という。）について、必要なことを定める。

(相談員)

第2条 相談会に携わる相談員（以下「相談員」という。）は、機構の職員とし、「マンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～」を活用し、マンションの大規模修繕費用や修繕積立金等の試算等を行うことができる者とする。

2 相談員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 相談者に対して、誠実かつ公正に接すること。
- (2) 相談者に対して、営利となる活動は行わないこと。
- (3) 相談会の実施により知り得た秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用しないものとする。なお、相談員でなくなった後も同様とする。

(相談会の申込み)

第3条 相談会の申込みをしようとする者は、マンションライフサイクルシミュレーション相談申込書（様式第1号）を希望する相談日の5開庁日前までに市長へ提出し、日時の指定を受けるものとする。

(相談場所及び相談日時)

第4条 相談会の場所及び日時については、別表に定めるとおりとする。ただし、前条に規定する相談会の申込みがなかった場合は、相談会を実施しないものとする。

(費用負担)

第5条 相談者が相談会に要する費用は、無料とする。

(相談会の制限)

第6条 相談会は、年度内、同一人につき1回限りとする。

(結果報告)

第7条 相談員は、業務が終了した後速やかに市長に相談会結果を提出するものとする。

(解職)

第8条 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当するとき、解職することができる。

- (1) 故意又は重大な過失により市に損害を与えた場合
- (2) 心身の故障等のため職務の遂行に支障がある場合
- (3) 相談員として適格性を欠く場合
- (4) 第2条第2項に違反した場合

(電子情報処理組織による申請等)

第9条 電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機と申請又は届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により申請等(申請、届出その他のこの要綱の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。)を行う場合については、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成18年さいたま市条例第66号)及びさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(平成18年さいたま市規則第154号)の例による。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

【別表】

場所	実施日	時間
さいたま市役所	第4月曜日	14:00~14:50
		15:00~15:50

備考

- 1 実施日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、実施しないものとする。